

過大支払利子税制に関する 実務上の留意点について

KPMG in Mexico

本ニューズレターにおいては、2020年度の税制改正項目である過大支払利子税制に関 する実務上の留意点について紹介いたします。

2020年度の税制改正において過大支払利子税制に関する規定が新たに設けられました。 当該過大支払利子税制の対象となる利息の範囲に関して、為替差損益が含まれるか否 かについては法人税法上の規定が明確でないことから論点の1つでした。当該為替差損 益の取扱いは日系企業の皆様が当該規定の影響を判定するにあたって重要となる可能 性も考えられるため、当該過大支払利子税制における為替差損益の取扱いについて本 ニューズレターにおいて情報共有いたします。

過大支払利子税制に関する実務上の留意点について

過大支払利子税制における為替差損益の取扱いは、法人税法上は以下のように定めら れています。

- 原則として、為替差損益は利息の範囲には含まれない。
- ただし、為替差損益が利息の発生を伴う契約(スペイン語での原文では「Instrumento」 と表現)から生じる場合は、利息の範囲に含まれる。

ここで借入金については通常利息が発生することが契約において約定されていること から、外貨建借入金から発生する為替差損益については、上述の但書の部分に該当する と解釈する考え方が実務上あります。すなわち、当該解釈において、外貨建借入金から 発生する為替差損益を過大支払利子税制における利息の範囲に含めることに留意する 必要があります。

以下、数値例を用いて具体的にどのような場合に外貨建借入金から発生する為替差損 の影響があるか検討したいと思います。

(数値例)

<前提>			
	度末) 1USD=19MXN,(当年度末) 1USD=20MXN(2020年の きである、期首18.8MNN→期末19.9MXNの1.1MNX安とほ 設定)		
● 借入金: 25,000,00	00 USD (前年度末・当年度末ともに同じ残高と仮定)		
	● 支払利息: 750,000USD (=15,000,000MXN)(利率3%と仮定、簡便的に当年度 末の為替レートで換算すると仮定)		
● 外貨建借入金から	● <u>外貨建借入金から発生した為替差損: 25,000,000MXN</u>		
● 受取利息:なし	受取利息:なし		
	減価償却費: 50,000,000MXN(借入金と同額の設備投資があり、償却率が10% と仮定、簡便的に当年度末の為替レートで換算すると仮定)		
 過大支払利子税制による損金不算入額が過少資本税制による損金不算入額より大きいと仮定 			
■ ケース1: 課税所得10,000,000MXN, 適用除外額20,000,000MXNのケース			
純支払利子	20,000,000MXN		
	(

	(=支払利息15,000,000 <u>+為替差損25,000,000</u> -受取利息0-適 用除外額20,000,000)
調整後課税所得	100,000,000MXN (=課税所得10,000,000+支払利息15,000,000 <u>+為替差損</u> <u>25,000,000</u> +減価償却費50,000,000)
損金算入限度額	30,000,000MXN (=調整後課税所得100,000,000*税率30%)
損金不算入額	0MXN (純支払利子 20,000,000 < 損金算入限度額 30,000,000)

© 2021 KPMG Cárdenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

■ ケース2: 課税所得△30,000,000MXN, 適用除外額20,000,000MXNのケース

純支払利子	20,000,000MXN (=支払利息15,000,000+為替差損25,000,000-受取利息0- 適用除外額20,000,000)
調整後課税所得	60,000,000MXN (=課税所得△30,000,000+支払利息15,000,000+為替差損 25,000,000+減価償却費50,000,000)
損金算入限度額	18,000,000MXN (=調整後課税所得60,000,000*税率30%)
損金不算入額	2,000,000MXN (純支払利子 20,000,000 > 損金算入限度額 18,000,000)

ケース3: 課税所得10,000,000MXN,適用除外額0MXN(グループ会社での按分の結果)のケース

純支払利子	40,000,000MXN (=支払利息15,000,000 <u>+為替差損25,000,000</u> -受取利息0- 適用除外額0)
調整後課税所得	100,000,000MXN (=課税所得10,000,000+支払利息15,000,000 <u>+為替差損</u> <u>25,000,000</u> +減価償却費50,000,000)
損金算入限度額	30,000,000MXN (=調整後課税所得100,000,000*税率30%)
損金不算入額	10,000,000MXN 〈純支払利子 40,000,000 > 損金算入限度額 30,000,000)

上述の数値例から考察すると、外貨建借入金から発生する為替差損によって過大支払 利子税制の影響を受けるリスクがある場合は、以下のケースと考えられます。

- 多額の税務上の損失がある場合
- 自社に割り当てられる適用除外額がほとんどない場合
- 借入額が設備投資額を上回る場合(運転資本を借入金によって手当しているケースも 含む)

メキシコ日系企業が借入を行う際に利用することが多いUSD建借入金の利率は一般的 に2-3%程度である一方、減価償却費の税務上の償却率は10%前後であることが多いこ とから(自動車関連設備の場合8%と規定)、上述の数値例のように設備投資を全額借 入で手当している極端な場合においても通常その借入金から発生する利息および為替 差損を十分に上回る減価償却費が発生することから、課税所得が出ているような状況 であれば為替差損を支払利息に含める場合であっても過大支払利子税制の影響を受け ることは少ないと考えられます。一方で、税務上の損失が多額にある場合や運転資本を 借入金によって手当しており借入額が非常に大きな割合を占める場合など一部の企業 においては、為替差損を支払利息に含めることで過大支払利子税制に抵触する可能性 がより高まると考えられます。 また、過大支払利子税制においては20,000,000MXNの適用除外額が設けられており、 当該適用除外額の大部分を使用できる場合は、2020年度のように米ドルとメキシコペ ソの為替レートが2019年度末と比較して約1MXNほどドル高ペソ安になっている状況 においては数値例のように為替差損の影響のかなりの部分を吸収できると思われます。 一方で、グループ企業がメキシコに多数ある等の理由により20,000,000MXNの適用除 外額の自社割当額が少ない場合は、為替差損による影響を吸収できず過大支払利子税 制の影響を受ける場合も生じてくると考えられます。

上記の数値例のとおり、外貨建借入金から発生する為替差損を純支払利子に含めてい ない場合では過大支払利子税制の影響がなくとも、当該為替差損を純支払利子に含め ることによって過大支払利子税制の影響を受ける状況が発生することが考えられます。 したがって、多額の外貨建借入金がある場合などは、当該外貨建借入金から発生した為 替差損が過大支払利子税制に与える影響について検討することが望まれます。なお、過 大支払利子税制により損金不算入となった支払利息がある場合、当該利息を発生させ ている借入金については、インフレ損益の計算から除外できることから当該影響も考 慮した上でトータルの影響額を把握されることが望まれます。すなわち、もし過大支払 利子税制により損金不算入となった支払利息があったとしても、当該利息を発生させ ている借入金から生じるインフレ調整益については課税所得計算に含める必要がない ため、損金不算入による税額に対する影響が結果として緩和されることになります。

最後に、過大支払利子税制における為替差損益の取扱いについて検討される際は、監査 人や税務アドバイザー等にも相談の上自社への影響を検討することが望ましい点ご留 意頂ければと思います。

以上、最後までお読みいただきありがとうございます。

本ニューズレターに関するお問合せ先

メキシコシティ事務所 東野 泰典 (yasunorihigashino@kpmg.com.mx) 佐々木 智之 (tomoyukisasaki1@kpmg.com.mx) 井上 和俊 (kazutoshiinoue@kpmg.com.mx)

ケレタロ事務所 **宮本 諭**(satoshi.miyamoto@jp.kpmg.com)

レオン事務所 河田 厚司 (akawata1@kpmg.com.mx)

© 2021 KPMG Cardenas Dosal, S.C., a Mexico civil partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

本ニューズレターの内容は、当法人が作成時点で得られる情報をもとに信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されてお りますが、当法人はその正確性・確実性を保証するものではありません。本ニューズレターのご利用に際しては、貴社ご自身の判断にて なされますよう、また必要な場合は、弁護士、会計士、税理士等にご相談のうえお取扱い下さいますようお顔い申し上げます。該当情報 に基づいて被ったいかなる損害についても情報提供者および当法人(KPMG Cardenas Dosal, SCならびにXPMGネットワークに属する メンバーファーム)は一切の責任を負うことはありませんのでご了承ください。

本ニューズレターの著作権は当法人に属し、本ニューズレターの一部または全部を、①複写、写真複写、あるいはその他の如何なる手段 において複製すること、②当法人の書面による許可なくして再配布することを禁じます。